

本委員会は執行部出席のもと9月20日に開催した。

審査した議案（3件）

○ 税条例等の一部改正

○ 地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正

○ 過疎対策のための市税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部改正

全ての議案を可決

審査した請願（1件）

Pick up!

不採択

○ 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書

こんな議論がされました

● 地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正により、群馬県の計画認定期限が令和6年3月31日まで延長されたことに伴い、所要の改正を行うものとの説明。

市内企業から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の提出はあるかとの質疑に対し、現状把握していないとの答弁あり。

討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。

● 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書

約2480億円の増収の根拠はとの質疑に対し、売り上げ1000万円以下の免税業者に関する財務省の試算との説明あり。また、委員から日本税理士会連合会はインボイス制度の撤回ではなく免税事業者へ支払った消費税8割の仕入れ税額控除の当面維持を提案しているとの意見あり。

採決の結果、挙手なしにより不採択すべきものと決定。

建築基準法の改正により関係条例の引用規定を改めます

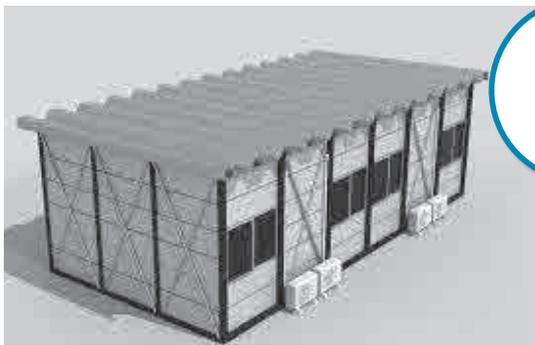
本委員会は執行部出席のもと9月21日に開催した。

審査した議案（1件）

Pick up!

○ 建築基準法関係手数料条例の一部改正

可決



こんな議論がされました

● 建築基準法関係手数料条例の一部改正

建築基準法が改正されたことにより、条例の中で引用している建築基準法の規定に項ずれが生じたことから、これを改めるものとの説明。

質疑、討論もなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。

ここに注目!



建築基準法改正により、建築基準法関係手数料条例で規定している「仮設建築物の建築許可」および「興行場等の使用許可」に関する審査手数料について、引用している法の「項」が繰り下げられたことにより、建築基準法関係手数料別表6の適用条項の改正を行うものです。

本委員会は執行部出席のもと9月22日に開催した。

審査した議案（3件）

Pick up!

○職員の子育休等に関する条例の一部改正

Pick up!

○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

Pick up!

○過疎地域持続的発展計画の一部変更

全ての議案を可決



こんな議論がされました

●職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例

人事院規則等が改正され、育児休業の取得回数制限の緩和などについて必要な措置を講じる必要があることから改正を行うものとの説明。

今後、積極的に育児休暇など取得する職員が増えてくるのではとの質疑に対し、男性職員も子どもが生まれるときは育児休業を取ることが常識化していくように、周知活動を広く図っていくとともに、取りやすい職場環境を構築していきたいとの答弁あり。

討論として、育児休業などの取得率が上がって、職員が生き生きと働きながら子育てもできるような職場環境をつくっていただきたいとの賛成討論あり。採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。

●会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員等共済組合法の改正により、被用者保険の適用対

象である非常勤職員が地方職員共済組合員になるが、これによって非常勤職員は共済組合が行う短期給付福祉事業の適用対象となるため、会計年度任用職員の給与から福祉事業に係る積立金などを控除することができるとの説明。

社会保険から共済保険に変わることに伴い本人の負担が増えるが、将来の補償も増えるのかとの質疑に対し、新たに適用になる方については、負担増になるが、将来もらえる年金額は増えるとの答弁あり。

討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。

●過疎地域持続的発展計画の一部変更

令和4年4月1日付で新たに過疎地域として指定された旧大間々町区域における現況と問題点、事業計画などの追加に伴う変更を行うものとの説明。

令和5年の計画変更に向けた取り組みについて、市民や団体



からの意見を徴取するアンケートを行っていると思うが、対象になる市民や団体、また、アンケートを行った人数はとの質疑に対し、無作為に抽出した3000人を対象にアンケートを実施しており、区長会、商工会、それから子育て世代としては、PTA連合会などの意見を直接伺いたいとの答弁あり。

討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。